



プログラム編成ワーキンググループ運用細則

2018年9月18日 第1回部会等運営委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、部会等運営委員会規程(1001)第4条に基づき設置するプログラムワーキンググループ(以下、「WG」という)の組織・運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 WGは、別途設置する「枠組み編成ワーキンググループ」で決定されたプログラム枠組みを元に、日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」の研究発表順序を検討し、プログラムを編成する。

2 WGは、研究発表予稿のスクリーニングをおこなう。

(組織)

第3条 本WGは、別途定める「分類項目表」に則って、次にあげるメンバーをもって組織する。

- (1) 第I区分 総論 若干名
- (2) 第II区分 放射線工学と加速器・ビーム科学および医学利用 若干名
- (3) 第III区分 核分裂工学 若干名
- (4) 第IV区分 原子力プラント技術 若干名
- (5) 第V区分 核燃料サイクルと材料 若干名
- (6) 第VI区分 核融合工学 若干名
- (7) 第VII区分 保健物理と環境科学 若干名

2 各区分内の専門分野ごとに担当部会・連絡会を指定する。本WGのメンバーは、各専門分野担当の部会・連絡会に属する部会員・連絡会員より、適切な人数を選出する。取りまとめは、部会・連絡会代表の部会等運営委員がおこなう。

3 必要に応じて、担当部会・連絡会以外の部会・連絡会からメンバーを選出することができる。その際は該当する部会・連絡会の部会等運営委員が適宜調整する。

4 本WGの定員は50名程度とする。ただし、必要に応じ増減可能とする。

(任期)

第4条 第3条のメンバーの任期は3年とし、再任を妨げない。任期途中に交代したメンバーの任期は、前任者の残任期間に依らず、就任年から3年とする。

(委嘱)

第5条 第3条で選出したメンバーは、部会等運営委員会で決定し、部会等運営委員長が委嘱する。

(代理者)

第6条 第5条で決定したメンバーで、プログラム編成作業が不可能な場合は、代理者を立てることができる。

(プログラム編成作業)

第7条 プログラム編成作業に当たっては、別途定める「プログラム編成マニュアル」を参照し、割り当てられたセッションの編成作業をおこない、座長、小分類名を決定する。

(プログラムの決定)

第8条 プログラム編成結果については、部会等運営委員会委員長へ報告し、承認を得る。

(スクリーニング作業)

第9条 研究発表の予稿に対して、本会における発表として著しく問題になる恐れがある、もしくはふさわしくないという懸念のあるものを摘出する目的でおこなう。

2 別途定める「年会大会予稿スクリーニング手順書」にしたがい、スクリーニングをおこなう。

(改定)

第10条 本細則の改定は、部会等運営委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成22年5月21日 第3回部会等運営委員会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成23年11月17日 第2回部会等運営委員会改定

② 平成26年8月8日 第1回部会等運営委員会承認、平成26年9月26日 第3回理事会報告

③ 平成28年6月3日 第3回部会等運営委員会承認、平成28年6月17日 第1回理事会報告

④ 平成28年12月22日 第2回部会等運営委員会承認、平成29年1月25日 第6回理事会報告

⑤ 2018年9月18日 第1回部会等運営委員会承認、2018年9月27日 第3回理事会報告

附則

1 平成26年8月8日決定の内規は、理事会報告の日から施行する。

2 平成28年6月17日承認の細則は、部会等運営委員会承認の日から施行する。

3 平成28年12月22日承認の細則は、部会等運営委員会承認の日から施行する。

4 2018年9月18日承認の細則は、部会等運営委員会承認の日から施行する。